

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A vol.4

NO	標題	質問	回答	カテゴリ	発出日
1	第三者行為について	総合事業についても第三者行為は対象となるか。	<p>【総合事業については対象外となります。】 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(H28.3.7)資料についてのQ&Aより</p> <p>介護保険法第21条第1項及び第2項の対象となる給付は、介護保険法第18条に規定する保険給付(介護給付・介護予防給付・市町村特別給付)であるため、第1号事業支給費は対象外である。</p>	総合事業全般	H30.5.15
2	認定申請後の基本チェックリスト実施について	要介護等認定申請後、認定結果が出る前に基本チェックリストを行い、事業対象者となることは可能か。	<p>【要介護等認定申請を行った後は、事業対象者にはなれません。】 事業対象者は、総合事業のみの利用となることから、予防給付のサービスが必要になった場合は、要介護等認定申請を行うことができるとされています。要介護等認定申請を行った場合は、暫定プランによって総合事業・予防給付のサービスが利用できることから、要介護等認定申請後、基本チェックリスト実施により事業対象者となることはできません。</p>	認定申請・基本チェックリスト	H30.5.15
3	福祉用具(特殊寝台)の自費利用に関する要介護等認定申請について	事業対象者が福祉用具(特殊寝台)を利用する必要がある場合、自費利用を断られるケースがあるため、要介護認定等申請を行いたいがいかが。	<p>【要介護認定等申請を行って頂いて構いません。】 事業対象者は予防給付のサービスが利用できないことから、福祉用具貸与の必要性がある場合は、要介護認定等申請を行い、認定結果に応じて貸与してください。</p>	サービス全般	H30.5.15
4	ステップアップ通所型サービスについて	ステップアップ通所型サービスの利用後、デイサービスやデイケアを利用することは問題ないのか。	<p>【問題ありません。】 ステップアップ通所型サービスは、3ヶ月の短期集中的なサービス提供により、生活課題を解決し、「卒業」を目指すサービスであり、サービス終了後は、日常生活における活動・通いの場や一般介護予防事業への参加などを想定しています。 しかし、利用者の状態によっては、継続的に専門職による支援を要する場合もあることから、終了後の本人の意思・状態等を踏まえ、必要に応じてデイサービス・デイケアの利用をしてください。</p>	通所型サービス	H30.5.15

NO	標題	質問	回答	カテゴリ	発出日
5	サービスコードについて	平成30年5月請求分(4月サービス提供分)以降のサービスコードはどのようなのか。	平成30年3月末で「みなし指定」が終了することから、平成30年5月請求分(4月サービス提供分)からは、A1・A5のサービスコードが使用できません。 A2・A6のサービスコードでの請求をお願いします。 (なお、A2・A6にはそれぞれ緩和した基準によるサービスのサービスコードも含まれておりますので、請求時は単位数等についても確認をお願いします。)	給付管理・請求	H30.5.15
6	医療情報が必要な場合の認定申請について	進行性の疾患や疾患名が不明な場合、認知症状がある場合等、医療情報が必要な者については、要介護等認定申請をしてよいか。	【医療情報が必要と思われる利用者については、要介護等認定申請を行って頂いて構いません。】 基本チェックリストによる事業対象者については、主治医の意見書を不要としていることから、進行性の疾患等や認知症状等により、主治医の意見書を必要と思われる場合は、利用するサービスの種別に関わらず、要介護等認定申請を行って頂いて構いません。	認定申請・基本チェックリスト	H30.5.15